

# 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコール

## (当院と別途合意を得た施設のみ実施可能とする)

2018年12月 3日作成 第1版

2023年12月20日改訂 第2版

(赤字 改訂部分)

### 1. 問い合わせを不要とする内容

#### A. 同一成分の薬剤変更

##### (1) 内服薬の剤形変更 (先発品類似剤形への変更を含む)

###### 【例】

アトルバスタチン錠 10mg ⇔ アトルバスタチンOD錠 10mg

レバミピド錠 100mg (粉砕) ⇔ レバミピド顆粒 20%

フェブキシostat OD 錠 10mg ⇔ フェブリク錠 10mg

###### 【注意事項】

- ・用法用量および適応症が変わらない場合のみ可
- ・外用薬の変更 (軟膏⇔クリーム等) は不可
- ・注射薬の変更 (デバイス等) は不可
- ・変更による患者の利便性、負担額の違いを考慮し、患者または家族に説明し同意を得ること

##### (2) 内服薬の規格変更

###### 【例】

フェブリク錠 10mg 1回2錠 ⇔ フェブリク錠 20mg 1回1錠

アジルバ錠 20mg 1回0.5錠 ⇔ アジルバ錠 10mg 1回1錠

###### 【注意事項】

- ・規格により適応症が異なる場合は不可
- ・変更による患者の利便性、負担額の違いを考慮し、患者または家族に説明し同意を得ること

##### (3) 銘柄名処方における、成分が同一の銘柄変更

###### 【例】

グラクティブ錠 ⇔ ジャヌビア錠

###### 【注意事項】

- ・変更により自己負担額が変わる場合は、その旨を患者または家族に説明し同意を得ること
- ・「変更不可」等の医師の指示がある場合は、それを優先すること

(4) 適応が同一で含有成分が近似している漢方薬、分岐鎖アミノ酸製剤の銘柄および用法の変更

**【例】**

クラシエ 68 芍薬甘草湯 2.0 g /包 ⇔ ツムラ 68 芍薬甘草湯 2.5 g /包

リーバクト配合顆粒 4.15g/包 ⇔ アミノバクト配合顆粒 4.74 g /包

クラシエ 68 芍薬甘草湯 2.0 g /包 1日3回 ⇔ クラシエ 68 芍薬甘草湯 3.0 g /包 1日2回

クラシエ八味地黄丸料エキス顆粒 2.0 g /包 1日3回 ⇔ オースギ八味地黄丸料エキスT錠6錠 1日3回

**【注意事項】**

- ・変更により自己負担額が変わる場合は、その旨を患者または家族に説明し同意を得ること
- ・一日投与量が近似していること

B. 添付文書上の用法と異なる場合の用法変更

FAXによる情報提供必要

(1) 内服のビスホスホネート製剤の用法が「起床時」以外の場合の「起床時」への変更

【例】

アレンドロン酸錠 35mg 1回1錠 1日1回 朝食後 → 1日1回 起床時

【注意事項】

- ・患者に服用方法を説明すること

(2)  $\alpha$ -グルコシダーゼ阻害剤、速効型インスリン分泌促進薬の用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更

【例】

ボグリボース OD 錠 0.2mg 1回1錠 1日3回 毎食後 → 1日3回 毎食直前

【注意事項】

- ・患者に服用方法を説明すること

(3) クラバモックス小児用配合ドライシロップの用法が「食直前」以外の場合の「食直前」へ変更

【例】

クラバモックス小児用配合ドライシロップ 1回1包 1日2回 朝夕食後  
→ 1日2回 朝夕食直前

【注意事項】

- ・患者に服用方法を説明すること

(4) 初回処方時に用法を問い合わせし確認がとれている以下の薬剤について、処方箋記載の用法まま調剤すること

1. 漢方薬の「食後」投与
2. EPA 製剤、EPA・DHA 製剤の「食後」投与
3. メトクロプラミド、ドンペリドンの「食後」投与

【注意事項】

- ・初回の処方で「食後」の用法の場合は、問い合わせを行うこと
- ・患者に服用方法を説明すること

## C. 外用薬に関する事項

- (1) 患者の希望があった場合における、同一成分の消炎鎮痛外用貼付剤のパップ剤からテープ剤（あるいはその逆）の変更

**FAXによる情報提供必要**

**【例】**

ロキソプロフェン Na テープ 100mg ⇔ ロキソプロフェン Na パップ 100mg

**【注意事項】**

- ・患者に薬剤費等を説明し、必ず同意を得ること
- ・「剤形変更不可」の指示がある場合は不可とする
- ・有効成分・含量が同一で、用法および枚数が同じものに限り変更を可能とする

- (2) 軟膏や湿布薬の製剤規格の変更（ただし合計処方量は変更しないこと）

**【例】**

アンテベート軟膏 0.05% 5g 2本 ⇔ アンテベート軟膏 0.05% 10g 1本  
セルタッチパップ 70(7枚入)×6袋 ⇔ セルタッチパップ 70(6枚入)×7袋

**【注意事項】**

- ・合計処方量が変わらない場合に限る
- ・変更による患者の利便性、負担額の違いを考慮し、患者または家族に説明し同意を得ること

- (3) 吸入回数が異なる吸入製剤への変更

総吸入数が大きく変わらない範囲で規格を変更可能とする

**【例】**

フルティフォーム 50 エアゾール 56 吸入 2本 ⇔ 120 吸入 1本へ変更

**【注意事項】**

- ・次回予約日または投与指示期間終了まで吸入数が不足する場合は不可
- ・デバイスが変更になる場合は不可

- (4) 噴霧回数が異なる点鼻製剤への変更

総噴霧数が大きく変わらない範囲で規格を変更可能とする

**【例】**

アラミスト点鼻液 27.5 $\mu$ g 56 噴霧用 2本 ⇔ 120 噴霧用 1本へ変更

**【注意事項】**

- ・次回予約日または投与指示期間終了まで噴霧数が不足する場合は不可
- ・デバイスが変更になる場合は不可

- (5) 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」が選択されている）に用法を追記すること（薬歴上あるいは患者面談上用法が明確な場合）

**【例】**

(口頭で医師から1日1回入浴後に足の傷に塗布するよう指示があったと患者から聴取した場合)

ゲンタマイシン硫酸塩軟膏 0.1%10g 1本 足 → 1日1回入浴後 足の傷

D. 投与日指定薬等の処方日数の適正化

FAX による情報提供必要

(1) DPP4 阻害薬の週 1 回製剤、ビスホスホネート製剤（骨粗鬆症に使用）の週 1 回・月 1 回製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合または過少日数の場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

【例】（他の処方薬が 28 日処方の時）

アレンドロン酸錠 35mg 1 回 1 錠 1 日 1 回 起床時 28 日分 → 4 日分

アレンドロン酸錠 35mg 1 回 1 錠 1 日 1 回 起床時 1 日分 → 4 日分

(2) 「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合または過少日数の場合の処方日数の適正化（薬歴や患者面談の上、処方間違いが明確な場合）

【例】（他の処方薬が 30 日処方の時）

バクタミン配合錠 1 回 1 錠 1 日 1 回 朝食後 1 日おき 30 日分 → 15 日分

バクタミン配合錠 1 回 1 錠 1 日 1 回 朝食後 1 日おき 8 日分 → 15 日分

【注意事項】

- ・処方間違いであることが明らかの場合に限る（疑わしい場合は問い合わせを行う）
- ・麻薬および抗がん剤はプロトコール適用対象外とし、問い合わせを行う

(3) 「曜日指定」等の連日投与しない指示のある処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合または過少日数の場合の処方日数の適正化（薬歴や患者面談の上、処方間違いが明確な場合）

【例】（他の処方薬が 28 日処方の時）

バクタミン配合錠 1 回 1 錠 1 日 1 回 朝食後（月水金曜）28 日分 → 12 日分

メトトレキサート錠 2mg 1 回 1 錠 1 日 1 回 朝食後（月曜）28 日分 → 4 日分

【注意事項】

- ・処方間違いであることが明らかの場合に限る（疑わしい場合は問い合わせを行う）
- ・麻薬および抗がん剤（抗リウマチ薬として用いるものは除く）はプロトコール適用対象外とし、問い合わせを行う

## E. 日数調整

FAXによる情報提供必要

### (1) 残薬調整

継続処方されている処方薬に残薬がある場合に、投与日数を短縮して調剤すること

#### 【例】

アムロジピン OD 錠 5mg 1 錠 朝食後 30 日分 ⇒ 25 日分 (5 日分残薬があるため)

アンテベート軟膏 0.05% 5g 1 日 1 回 3 本 ⇒ 2 本 (1 本残薬があるため)

#### 【注意事項】

- ・残薬調整は 2 回目以降に行うこと
- ・変更後の処方日数は最低 1 日とすること (削除は不可)
- ・外用薬、自己注射薬の量も変更可
- ・麻薬、向精神薬はプロトコル適用対象外とし、問い合わせを行う
- ・必要に応じて、数日分の余裕を持たせること
- ・患者等からの聞き取りにより、残薬が生じた理由を確認し、必要に応じてトレーシングレポート等での情報提供を行うこと
- ・院外処方箋の「保険薬局が残薬を確認した場合」において、「保険医療機関へ問い合わせした上で調剤」が指示されている場合は、プロトコル適用対象外とし、問い合わせを行う

### (2) 継続処方されている処方薬の処方日数が必要日数に満たないと判断された場合の日数の調整 (延長)

#### 【注意事項】

- ・当院の次回予約票などで次回予約日が確認できる場合に限る
- ・日数の延長は次回受診日までに休薬や中止がなく継続が確認できる場合に限る
- ・患者の要望などを理由とした必要以上の増量は不可・麻薬、向精神薬はプロトコル適用対象外とし、問い合わせを行う
- ・新医薬品など処方日数に上限のある医薬品は規程に従うこと

## F. その他

- (1) 服薬管理上の理由による半分割、粉碎、混合（抗がん剤は不可）  
保険薬局において安定性のデータを確認した上で実施すること
- (2) 医療上必要と認められる一包化（抗がん剤は不可）  
保険薬局において安定性のデータを確認した上で実施すること

### 2. 処方変更・調剤後の連絡方法

本プロトコルによる変更を行った場合は、処方箋備考欄に変更内容とともに「事前確認済み」と記載する。

**FAXによる情報提供必要**と規定された項目以外は、お薬手帳による情報提供のみでよい。お薬手帳には変更内容及び「事前確認済み事項に基づき変更」と記載し、次回の診察時に医師に見せるよう患者に説明する。お薬手帳を持参していない、もしくは患者の手帳管理に不安を感じる場合は、本プロトコルの対象外とする。

聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院